

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

安曇野市監査委員

- (注) 1 表中の金額のうち表示単位が千円の場合は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
このため合計と内訳の数値等が一致しない場合があります。
- 2 該当係数がないものは「-」で表示しています。

令和4年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する「地方公共団体が補助金等を与えているもの」について必要があると認めたので、次の団体に係る出納その他の事務について監査を実施しました。

対象団体：安曇野市商工会

所管部：商工観光スポーツ部

第3 監査の期間

令和4年12月26日から令和5年3月16日まで

第4 監査の範囲

令和元年度から令和3年度及び令和4年度監査時点までの事業に係る出納その他事務の執行

第5 監査の着眼点

「安曇野市監査等の着眼点」第5に基づき監査を実施しました。

第6 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務の執行が目的に沿って適正に行われているかという観点と、安曇野市監査基準に従って作成した令和4年度監査基本計画及び令和4年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、安曇野市商工会等から提出された関係資料の精査、また関係職員から説明の聴取を行い、監査を実施しました。

実地監査及び所管部監査実施日 令和5年2月8日

第7 監査対象団体の概要

1 安曇野市商工会

(1) 団体の沿革

平成19年4月4日に豊科町商工会、穂高町商工会、三郷村商工会、堀金村商工会、明科町商工会の合併により設立

(2) 所在地 安曇野市豊科 4715 番地 1

(3) 設立の目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の発展に寄与すること

(4) 事業内容

- ア 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと
- イ 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること
- ウ 商工業に関する調査研究を行うこと
- エ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること
- オ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと
- カ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること
- キ 長野県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと
- ク 長野県商工会連合会の委託を受けて全国商工会会員福祉共済事業の業務を行うこと
- ケ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと
- コ 輸出品の原産地証明を行うこと
- サ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- シ 行政庁等の諮問に応じて答申すること
- ス 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと
- セ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること
- ソ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと
- タ 前払式証票の発行を行うこと

チ 外国人研修生受入に関する事業を行うこと

ツ 上記に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

(5) 役職等・事務局体制

(令和4年4月1日現在)

役職等	人数	備考
会長	1名	
副会長	2名	
理事	30名	
監事	2名	
総代	250名	豊科支部 83名、穂高支部 87名、三郷支部 32名 堀金支部 21名、明科支部 27名
事務局	19名	事務局長 1名、主任経営支援員 7名 経営支援員 3名、記帳支援員 2名 事務担当職員 2名、臨時職員 4名

(6) 補助金・負担金の概要

ア 補助金・負担金の名称及び目的

① 経営改善普及事業（補助金）

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、商工会が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する。

② 地域総合振興事業（補助金）

商工会が市内の商工業の総合的な発展を図るために実施する事業を支援する。

③ 観光事業（中小企業インバウンド需要取込事業）（補助金）

外国人観光客のコロナ後の受入に備え、受入環境の改善やコンテンツの磨き上げを行うとともに、with コロナ時代に向け、安心・安全でおもてなしレベルの高い観光を提供するための安曇野市独自のガイドライン「安曇野つなぐプロジェクト」の事業者への浸透を図る。

④ 安曇野つなぐプロジェクト情報発信推進事業（補助金）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底と地域経済活動の維持のため、市内商工観光関係団体がホームページ等で取組を情報発信する。

⑤新型コロナウイルス感染症対策備品等購入事業（補助金）

商工会の業務を継続できるように新型コロナウイルス感染症対策備品を購入する。

⑥創業実現セミナー開催事業（負担金）

セミナーを開催し、創業者を増加させ、雇用拡大につなげる。

⑦明科産業会館トイレ改修工事（負担金）

トイレを和式から洋式に改修し、利用者の利便性を高める。

イ 市からの補助金・負担金の推移

(単位：千円)

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①経営改善普及事業	18,398	18,432	18,431
②地域総合振興事業	33,213	32,217	31,249
③観光事業（中小企業インバウンド需要取込事業）	5,000	5,000	—
④安曇野つなぐプロジェクト情報発信推進事業	—	—	500
⑤新型コロナウイルス感染症対策備品等購入事業	—	—	100
⑥創業実現セミナー開催事業	1,157	1,200	1,200
⑦明科産業会館トイレ改修工事	440	—	—
合計額	58,208	56,849	51,481

(7) 市の補助金等を含めた安曇野市商工会の収支決算書

収入の部

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 補助金収入	113,805	109,574	106,894
2 会費・手数料等収入	69,395	76,309	72,048
3 受託料収入	8,774	8,816	3,762
4 引当金	—	81,305	37,862
5 繰越剰余金	8,604	8,641	11,620
収入合計	200,578	284,646	232,187

※引当金は、事務局本部等建設特別会計からの繰入です。

支出の部

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 小規模事業支援事業職員設置費	67,508	63,487	64,013
2 小規模事業支援事業指導事業費	4,740	3,483	5,741
3 経営改善普及事業指導事業費	5,258	11,013	5,210
4 地域総合振興事業費	67,720	66,841	65,976
5 伴走型小規模事業者支援推進事業	7,077	—	—
6 受託事業費	8,768	8,971	3,731
7 管理費	29,327	26,825	37,127
8 支部基礎活動費	880	1,096	—
9 資産取得支出	—	—	—
10 事務局本部設置準備費	—	—	—
11 商工会運営安定引当金	656	91,305	37,862
12 予備費	—	—	—
13 次期繰越収支差額	8,641	11,620	12,524
支出合計	200,578	284,646	232,187

第8 監査の結果

実施した監査の範囲内において、おおむね適正に執行されているものと認められました。実地監査の状況、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、個別の改善を要する事項及び意見は以下のとおりです。

なお、事務処理上の軽微な誤り等については、監査実施時にそれぞれ所管部及び安曇野市商工会（以下「市商工会」という。）へ口頭により指示をしました。

1 改善を要する事項及び意見

(1) 全体について

ア 市商工会への補助金交付について

安曇野市商工業振興条例施行規則では、「経営改善普及事業」に対しては県の補助金額の3分の1を、「地域総合振興事業」に対しては、市商工会が定める事業費の2分の1を補助金の上限としています。

これらの補助金ですが、外的要因により減少するリスクがあります。実際に、過去、県の方針により「経営改善普及事業」に対する県補助金が突如減少したことがありました。このようなことが再び起こった場合、市の補助金も県の補助金に対する割合としているため、自動的に減ることになります。

「地域総合振興事業」に対する補助金も、市商工会の事業費の2分の1を上限としているため、市商工会の予算が減少した場合、市の補助金も減少します。

市商工会による市内事業者支援は、コロナ禍や、昨今の経済状況により、ますます重要性が増加しています。しかしながら、景気減速時には、会員企業からの会費収入が減少し、市商工会の予算縮小が見込まれます。その場合、市の補助金も減少するため、市内企業を支援するために必要な事業費を、確保できない可能性があります。

市商工会の活動は重要ですが、活動原資の多くを占める補助金は、上述したように外的要因等による変動が起こり得ます。

つきましては、所管部においては、市商工会の経営状況を的確に把握するとともに、市商工会の市内事業者支援が滞ることのないよう、補助金交付に係る情報収集を引き続き、欠かさないよう要望します。

市商工会におかれましては、市商工会が行う事業者支援に対して、市が補助金交付を行っていることや、自主財源の確保という観点から、組織率の向上を目指し、積極的な勧誘を続けていただきますよう要望します。

イ 事業報告書について

補助金の審査を行うにあたり、市商工会は事業費の根拠として、収支決算書を提出しています。この書類には、大枠で囲った事業ごとの支出額が記載されています。この支出額ですが、事業ごとに要した費用ではなく、事業に要した費用を細分化し、複数の事業科目に振り分けた結果の数値であることが判明しました。

具体例として、市が負担金を支出した「令和3年度創業実現セミナー開催事業」を挙げます。同事業の収入支出について、収支決算書上では、「市受託事業」に120万円と計上しているのに対し、同事業単独の決算書は、収入支出が188万6千円となっています。つまり、収支決算書上では差額の68万6千円が別の事業科目に計上されていることとなります。

このように、複数の事業科目に事業費を分散して計上してしまうと、同じ事業に補助金が二重で支払われる要因となります。

今回の監査では、事業費が分散されている事業も監査対象であったため、本来の事業規模と、補助金等が過大交付されていない事実を確認出来ました。

収支決算書は、事業ごとに計上した方が後年度の検証がしやすいうえ、後任の担当者も補助事業の全容を掴みやすいと考えます。

つきましては、所管部で市商工会へ補助金を交付する際には、他の補助金で提出を受けた書類と、整合がとれているかを含めた審査をしていただくよう要望します。

また、市商工会は市に提出する事業報告書に添付する書類を、補助事業に要した費用が、より分かりやすいものに改めることが出来ないか、検討していただきますよう要望します。

(2) 所管部について

ア 補助金の審査について

市商工会が非接触の体温計を2台購入した際に補助金を交付しています。しかしながら、実績報告書に添付された写真には体温計が1台しか写っていませんでした。

今回の監査では、請求書等で2台購入していることは確認できました。

補助対象となった物品等の実在性を確認することは重要ですので、申請された台数があるかを写真でも確認するよう要望します。

(3) 安曇野市商工会について

ア 備品台帳の整備について

市商工会の事務処理規程第31条第3項第2号によれば、「補助金で購入した場合は、その旨を併せて行うものとし、他の物品等と区別しなければならない。」とあります。

備品台帳を確認したところ、補助金で購入した備品が他の備品と区別されずに記載されていました。

事務処理規程に則り、備品を管理していただきますよう要望します。

イ 支出伝票について

支出伝票の一部に証憑書類が添付されていないものや、管理状況が十分ではないものがありました。

支出の根拠書類の添付を徹底するとともに、後年度における検証に耐えうるよう、適正な事務処理・文書保管を行うよう要望します。

また、添付書類と支出伝票の突合もその際にしっかりと行うよう併せて要望します。

ウ 支出科目の適正化について

市商工会の収支決算書には、「受託事業費」「一般職員人件費」など、支出科目ごとの支出金額が記載されています。

これらの支出科目のうち、「受託事業費」に市から補助金等の交付を受けた事業が計上されていました。

市から受託した事業と、補助金等の交付を受けた事業とは、分けて計上するよう要望します。